

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木 201号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

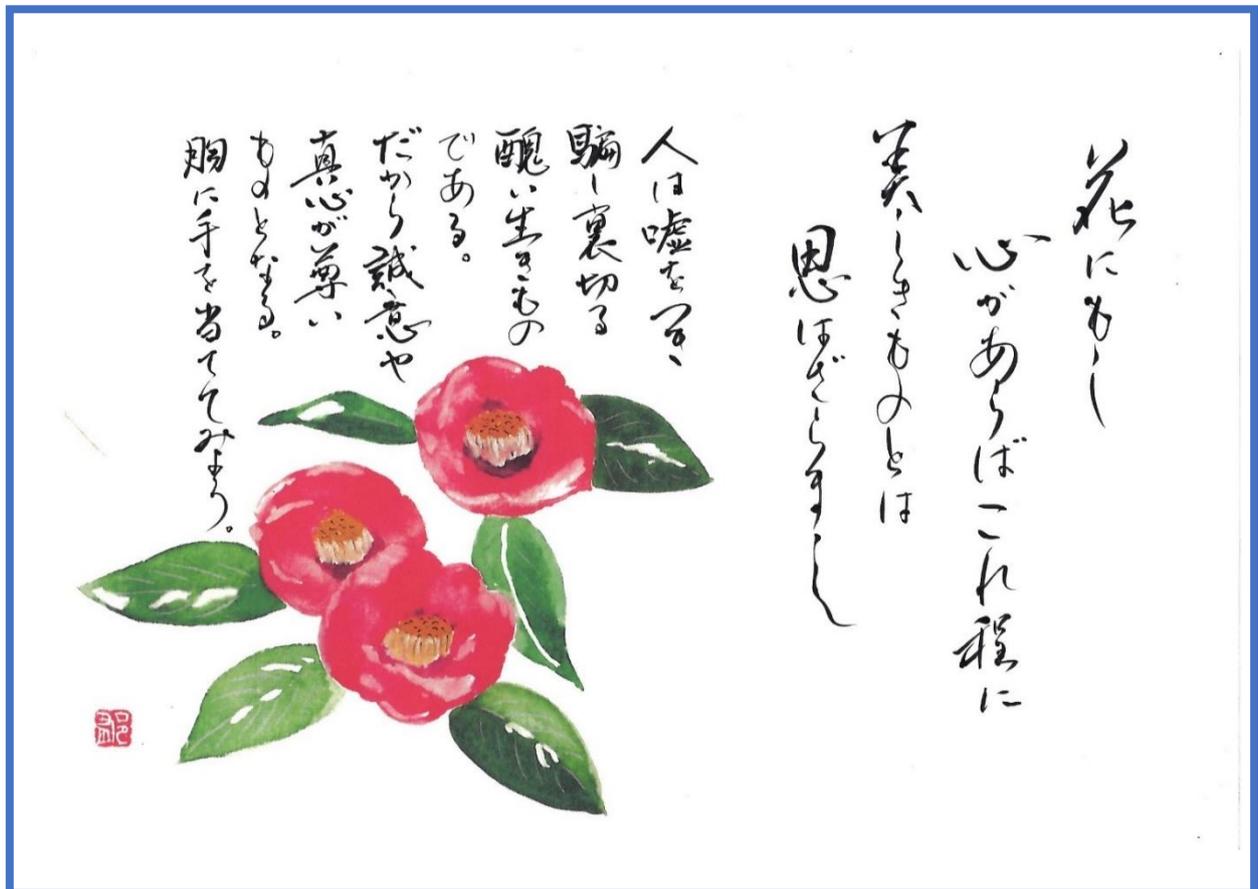
通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

256号

2024年11月27日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会



中野郁雄様投稿

学術部 研修会

テーマ「良導絡自律神経調整療法の基礎と臨床応用(実技)」

日時：12月15日(日) 14:00～15:45(休憩あり)

場所：東京都内(参加希望者には別途ご案内)

講師：白井百合

参加費：会員 1000 円／非会員 3000 円

良導絡自律神経調整療法についての概要と、臨床実技は全身調整・頸・肩・腰のワンポイント実技を考えております。直流電氣を用いた特殊鍼法ですが、セルフケア指導に使えるツボなど、鍼以外の活用法も含めてお伝えしたいと思っております。ぜひぜひご参加ください！



新ソフトの導入について



新ソフト導入にともない、慣れるまではご苦労される方も少なくないかと思ひます。事務局は、新ソフト導入にかかる業務に全力で取り組んでいるところで、ご質問いただく際は、必ずマニュアルをよく読んでいただき、不明な点を整理してから問い合わせをお願いします。

みんなで乗り切っていきましょう！

編集部

事務局通信メールに変えてみませんか？ 経費削減にご協力をお願いします

事務局長 土田 仁

通信費は近年コストが上昇しており、つい先月も切手代が値上がりしました。当会でも紙代ともに経費削減を行っております。メール受信が可能な方は、メールへの切り替えにご協力お願い致します。尚、会員サイトからも閲覧が可能で、2022年1月からの事務局通信が何方でもご覧になれます。また、当会ホームページからも2020年10月号から閲覧する事が可能です！会員サイトや当会ホームページから閲覧すると小さい文字もパソコンで拡大して綺麗な画面で大きな文字でスムーズに読む事が出来ます。

パソ

コンやメールが世の中に浸透し久しい現在、是非、皆さん、パソコンとメールをマスター する事を強くお勧めいたします。快適で迅速に情報を得る事が出来ます。

療養費申請書返戻に対する 国保連合会等との交渉

清水 一雄

10月分申請から9月分と違って訪問施術が新たに加わり大幅に申請書が変わっています。それに応じて事務局から会員さんには既に注意事項等お知らせしています。10月分のはり・きゅう・マッサージ療養費支給申請書一括を11月8日（金）に東京都国保連合会に届けました。

早速担当職員から申請書のある個所を見て記載不備を指摘され持ち帰って欲しいといわれたが、持ち帰らずに休み明けの11日（月）に当会事務職員2人が国保連に赴き記載不備個所に加筆作業を行ってきました。

10月分は申請書記載不備による大幅な返戻にならないようにしなければなりません。会員さんには事前にポイントを事務局からお知らせしていますが、結構なる記載不備があったようです。この度のマッサージの施術内容欄（傷病名）のところで「又は」を「及び」に変えて9月分同様とせず、同意書の一部をわざわざ小さな枠に書かせようとしている。意味不明で納得しづらい限りで、この件を東京都国保連合会へ疑問点について問い合わせました。

1. 東京都国保連合会との話し合い

マッサージ申請書の被保険者欄の「傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過」について、傷病名記載は1か所でいいのではないかと？負傷の原因及びその経過は施術報告書があるので記入の必要は無いのではないかと？9月分とはほとんど同じであり傷病名のみの記載でいいのではないかと？との問いに駄目とは言わなかったが分かる範囲で記載して欲しいとの返答。

施術内容欄の「傷病名及び症状」において9月分は「又は」で10月分は「及び」に表現を変え、同意書の一部を申請書に書きなさいということであり、たくさん書かせようとしている。意味を感じるのであれば納得できるが、この度は納得出来ないと問うとこの件は東京都後期高齢者医療広域連合から指示が出ており、国民健康保険のほうはそういった指示は出ていない。何れにせよ納得いく説明を聞くには至らなかった。

2. 東京都後期高齢者医療広域連合等への問い合わせ

この件に関して東京都後期高齢者医療広域連合にも確認してみました。概ね東京都国保連合会の見解通りで、特に「傷病名及び症状」での症状のところは施術内容欄に部位指定箇所があり、そこには既に示されているのに書かなければならないその理由がわかりません。こちらの問いに関してこうだからこうですという返事がもらえるわけではなく、5月31日厚労省通知及び9月12日の疑義解釈に基づいていると答えるのみでした。

次に厚労省関東信越厚生局東京支部にも同様に聞きましたら、通知作成している厚労省に話して欲しいと言われ厚労省保険局医療課へ連絡しました。

直通番号がFAXに代わっていたので、代表を通じて受付に要件を話し担当官に聞きました。被保険者欄の「傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過」についての記載は保険者解釈と言いつつも、施術内容欄の「傷病名及び症状」については保険者解釈とは言わずこちらの質問に対しては明解な回答は得られず、症状については同意書のコピーでいいのではとの問いで保険者解釈が出てきました。しばらく様子を見ていかなければなりません。

制度改善署名の取り扱い、これからの制度改善運動

広報部 久下 勝通

1 国民の会での署名の取り扱いについて検討

国民の会の理事の会議では、署名の提出について以下の意見が出されたとの報告でした。

- 1) 関西、関東、秋田の超党派議員名で出すのもよいので、この際まとめるべきではないかと思う。
- 2) 署名を提出することは決まっており、タイミングと事務的な段取りを練っている処である。
- 3) 出すからには実現性の可能性を諮って提出しなければ無意味である。単体では不可能で議員 743 人の 8 割を動かすにはどうするかを考えないと達成は無理。
- 4) 署名活動の進め方について、意見を集約して発表し合うことにしたい。

署名開始からだいぶ日時が経過しており、署名をどう扱うのか、どのような制度改善を求めるのか、国民の会としても検討し、参加のそれぞれの団体でも検討が必要なのではないのでしょうか。

2 衆議院、参議院への請願署名について

私たちが取り組んだ署名は、衆議院議長、参議院議長に提出する請願書です。

署名では請願趣旨において、制度改善の要望を次のように表明しています。

「はり・きゅう・あん摩・マッサージ指圧師が行う治療を健康保険で自由に受けてほしい」という国民の要望に基づき、健康保険適用の適正化を求める」ものです。

「はり灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を健康保険で自由に受けてほしい」という国民の要望を明確にし、政府に健康保険の適正化を求めています。

署名では伝統医療の役割について、西洋医学の伝来以前から国民の命と健康を守ってきた歴史があり、西洋医学が主流となってからも伝統医療の治療を求める国民の声は根強く、国民にとってなくてはならない医療であると、伝統医療を求める国民お声を明らかにしています。

さらに、現在の健康保険による取り扱いでは、はり灸治療、あん摩マッサージ指圧治療は、制限が多く、しかも保険証の提示で必要な治療を受診することができない取り扱いである。

これは憲法が認めた、適切な医療を受ける権利、医療を選ぶ権の侵害であることを指摘し、はり灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を健康保険法で受診できるように改善することは、国の責任であることを指摘しています。

以上のように、衆議院、参議院への請願署名、はり灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を、健康保険で自由に受診できるように、制度の改善を求める署名は、国民の願いを十分に受け止めた内容であり、制度改善を進めるべき政府の責任も明らかにしています。

衆議院、参議院の議員のみなさまに、是非、検討していただきたい国民の要望だと思います。

3 国民が「あはき治療」を健康保険で選べる制度の改善へ

明治政府になり現代医療を学んだ者でなければ医療の資格は与えない、伝統医療排除の医療行政がはじまりましたが、敗戦により大きな変化が生まれたのです。

第 2 次大戦敗戦により 1946 年（昭和 21 年）日本国憲法が制定され、基本的人権の尊重が明らかにされました。

憲法制定の翌年昭和 22 年 12 月第 1 回国会において「あん摩・はり、きゅう、柔道整復等整復営業法」が制定されました。この法律により免許を受けた者は、医業禁止の一部を解除し、それぞれ業務の範囲で医業の一部を行うことが認められたのです。大きな変化です。しかし、この変

化は医療行政の運用では無視されています。

厚労省通知において根拠も示さず「あはき」「柔整」は医業類似行為だとしています。

「あはき師」は法律が医業の一部を行う免許を認めたことを無視する厚生労働省通知です。

理由も明らかにせず「あはき師」を医業類似行為だという厚労省通知です。

(平成3年6月28日 医事58 各都道府県衛生担当部長宛 厚生省県政策局維持課長通知)

1) 医業類似行為に対する取扱いについて

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復について 医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第十二条及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十五条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないものであるため、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第十三条の五及び柔道整復師法第二十六条により処罰の対象になるものであること。(以下略)

「あはき」療養費の支給は療養の給付が困難な場合に限定

(療養費) 第87条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2) 87条、療養費の問題点

87条の療養費の支給は、健康保険からの「あはき」の排除です。87条による療養費の支給は、すべて保険者の判断で行うのです。保険者の判断は厚生労働省の通知や指導でおこなわれるのです。「あはき」以外の他の療養費は、どのような場合に療養費が支給されるのか明らかにされており、国民の判断で療養費の支給の請求できるよう規定されています。

「療養の給付等を行うことが困難な場合」などという、通常な状況ではありえない条件であり、明らかに「あはき治療」の排除です。「あはき」治療を健康保険により排除し、国民に提供する医療と認めていません。憲法が規定する国民の医療を受ける権利、医療を選ぶ権利を無視する87条であり、これを認めることはできません。

3) 当面の制度改善案は、「あはき療養費支給」を条文により明確にすることです

あん摩マッサージ指圧療養費、はり・灸療養費の支給

(1) あん摩マッサージ指圧療養費の支給

- ① 筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮の改善のため、また、腰痛、五十肩、頸肩腕症候群など身体関節に現れる疼痛改善のため、あん摩マッサージ指圧療養費を支給する。
- ② あん摩マッサージ指圧療養費の支給申請には、筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮など身体機能障害の発症について、また、疼痛の発症についての医師の診断書を提出する。
- ③ 診断書の提出を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

(2) はり・きゅう療養費の支給

- ① 疼痛改善のため、はり・きゅう療養費を支給する。
- ② はり・きゅう療養費の支給申請には、疼痛発症について医師の診断書を提出する。
- ③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

王者のプライド

中野郁雄

スポーツの祭典パリオリンピックが始まった。

「花の都パリ」「芸術の都パリ」などと呼ばれ歴史と伝統を感じさせる美しい街並みを舞台に、多くの選手たちが今まで培ってきた技と力を競い合う場である。

見どころはたくさんあるが、個人的にはバレーボール、体操、サッカー、柔道などに興味がある。

その中でもいろいろな武道をやってきた関係から、柔道で幾つの金メダルを取れるかが楽しみである。

柔道初日には、角田夏美が48キロ級で金メダル第1号を獲得した。

しゃもの喧嘩のような（例えば悪く申し訳ないが）釣り手、引手の取り合いが主流の海外勢とは全く違った、静かな中に闘志を秘めた角田の姿勢は、流石に我が国発祥の武道の精神を体現していると、誇らしくなるような戦い方であった。

しかも得意技「巴投げ」からの寝技を、徹底して繰り出して勝利に結び付けたことに大きな価値があると思う。

翌日には兄弟での2連覇がかかる、阿部兄妹の試合があった。

兄の一二三は日本柔道の神髓をその技で示して見せ、約束通りの金メダルに輝いた。

ところがオリンピックには魔物が済むと言われる通り、妹の阿部詩が何と2回戦で姿を消すという大波乱があった。

2回戦での敗戦は敗者復活戦への資格さえないので、メダルの可能性は消滅した。

詩選手は敗戦のショックと悔しさからか、コーチに抱きついたまま会場中に響き渡る声で号泣を続け、いつまでも試合会場に留まりその号泣は収まらなかった。

その姿に会場からは拍手と共に「ウタコール」が起こった。

観客は金メダル確実との前評判がありながら、まさかの敗戦を喫した詩の悔しさを理解しての拍手とウタコールかと思われるが、私はただ恥ずかしかった。

王者としての態度としては実に見苦しい姿で同情の余地はない。

試合は必ず勝者と敗者に分かれるものだ。

負けたものは誰でも悔しく悲しく残念に決まっている。

金メダルが確実視されていても、優勝が約束されていたわけではない。

魔物に負けて悔しければ、控室で思う存分泣けばいい。

1964年の東京オリンピックで、無差別級の神永昭夫がオランダのアントン・ヘーシンクに敗れた時、日本の「柔道」は世界の「JUDO」になり、武道からスポーツになって行ったというべきだろう。

しかしいくらスポーツになったとはいえ、日本が誇る武道である以上、武士道精神はそこに息づいていなければならず、王者は誇りと潔さを持ち合わせるべきであろう。

精神的ダメージの回復にかかる時間について考える



夫婦は仲良く見えてもマウントの取り合いです

毎日思うんやけど何で家は金がないんやろなー

ワシが株に入れ込んだ嫌みか。済んだ事を蒸し返すな、しつこいな



松本 泰司

精神的ショックから立ち直る時間は、その出来事の大きさと関係密度で大きく異なると思う。利用者は2年経ってようやく一人息子が亡くなった真相を語ってくれた。

Nさんは87歳の女性で一人息子が亡くなったのは2年くらい前だった。亡くなる1週間前に私は息子と電話で話していた。Nさんはその時入院していた。入院の原因は膝関節の置換手術

の際、関節が細菌に感染してしまい、腫れ上がった膝の再手術のために入院していた。両膝を手術した方が感染した方の膝関節を開いて抗生物質で洗浄する為である。

息子さんは医療事故なので病院を訴えたいと言う。怒りもあって語気が強かった。その1週間後息子さんが亡くなった。最初Nさんから私に電話があり急遽退院しますと言ってきた。私は居宅での生活に対応するために急ぎ訪問看護や訪問介護を入れた。Nさんは私に息子が死んだので葬式や相続で忙しい、入院なんかしてられないと退院した。コロナ禍だったので一旦退院したらすぐ再入院は出来ない状況だった。息子の死因が自殺だというのは、Nさんが入院中、飼っていた犬と猫の世話をしていた友人から聞いた。Nさんの口からは息子の死因は一度も語られなかった。

それから2年経った。亡くなった息子の嫁と相続の金でお互い弁護士を立ててやり合っているが、モニタリングで訪問中息子が自殺した真相を、聞いた訳ではないのに語り出した。

昔Nさん夫婦は印刷会社を立ち上げた。会社は世間で知られる位拡大した。夫が亡くなった後Nさんが社長をしたが、何十年か前に息子に座を譲った。Nさんはエレベーターのついた3階建てのビルを建て、会社からは役員報酬として月30数万をもらい犬や猫、10数匹と暮らしていた。印刷業界は時代の流れで斜陽化が止まらなかった。コロナで会社の資金繰りは詰んだ。息子は自分個人に1億円、会社の団体保険で2億円の生命保険をかけていた。自殺する数か月前から『俺が死んだら3億の金は入る』と言い出した。Nさんは取り合わなかった。息子はスーツ姿のままネクタイをドアノブにかけて果てた。

私は生命保険は自殺でも支払われるのかよく分からないが、息子が自殺した後3億円は支払われたようだ。Nさんはその話をしながら泣いた。Nさんが泣いたのを始めて見たが、私が聞いていても何かが変わる訳でもないので、また来月来ますと言っておいとました。私は事務所に帰る途中Nさんにとって過去を語るのには2年の月日が必要だったんだなあ、と感慨を覚えていた。

心の整理もついたのでだろう。昔本人が住んでいた3階建ての住居は息子の名義だったので借金返済により2億で売却された。現在Nさんは高級マンションに住んでいるが、新たに家を建てるらしい。私は「今から一戸建てを建てるのですか？やめた方がいいですよ。」と何回も言ったが、もう100坪の土地も買ったし私は平屋に住みたいのという。私は『自分の歳を考えろ』と言いたいのが人の金なのでどう使おうとやかしくは言えない。

Nさんは「家が建ったら遊びに来なさい。」とお愛想を言ってくれた。息子の死を受容して87歳で新しい土地で一人暮らしの人生を始めるらしい。どう考えても良くない方向に向かっている気がするが、高齢になると守り一辺倒のしょっぱい生き方が殆どの中で、生きたいように生きる姿は新鮮に感じた。

比較的若い利用者について考える

松本 泰司

Aさんは66歳だった。外見は50代くらいに見えるし会話も普通に出来るが何かおかしい。正確に話が伝わっていかない。本人は話を上手に合わせて普通の人を演じてくれる。甘いものが好きで糖尿病を患っていたが服薬を忘れることが多かった。或る日の夜中の3時にコンビニに菓子パンを買いに行き、店内で動けなくなりうずくまった状態で警察に保護された。

区分変更をして要介護2が出たので担当者会議を開いた。自宅は外階段のついたアパートの2階で、私が会議時間で本人宅に付いた時には訪問看護と福祉用具の担当者が既に部屋に入っていた。

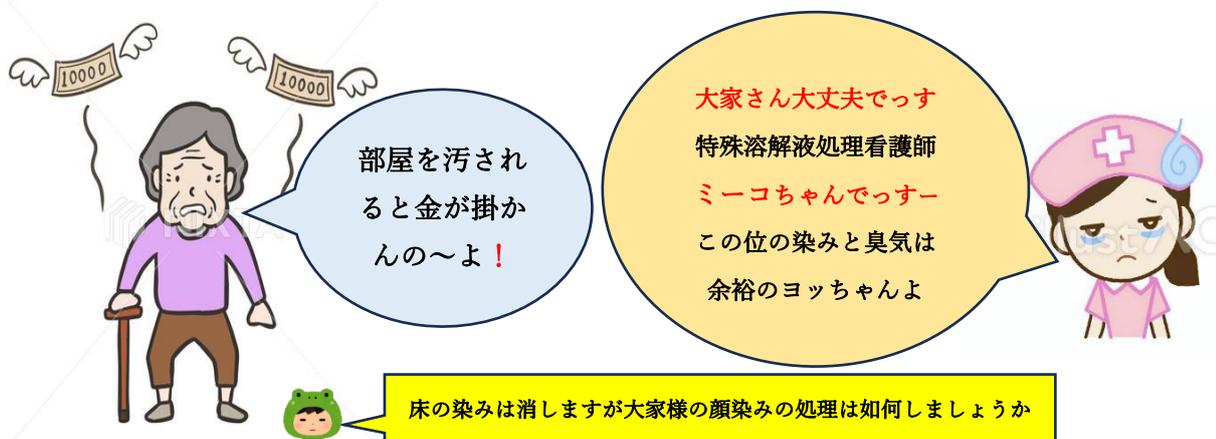
玄関からリビングに上がろうとすると訪問看護の管理者が入口まで飛んできて「フローリングに大便が落ちているので踏まないように気を付けて下さい。」と言われた。『気づいたならすぐに片づけてよ』と思いながら会議に参加した。本人は素足でブーツを踏んだので足趾の間に大便が挟まっている。

パンツを履かない人なのかズボンの裾からも糞便がこぼれている。昼の部屋で異臭を嗅ぎながら会議をした。本人は落ち着いて胡坐の上に肘をつき顎を支え、表面上つじつまの合った会話をしてくれた。

某日午後ケースワーカーから電話がかかってきた。Aさんが倒れているから訪問して欲しいと、自宅に駆け付けたら救急車が来ていた。発見経緯は日頃からアパートの隣人が気にかけてAさんに声掛けしていたが、その日は何回ドアをノックしても反応が無い。もしやと思い大家に連絡をして開錠してもらい発見された。本人はシャワーを浴びて浴室を出た途端に意識を失ったようだ。長時間同一部位が圧迫されていたので押された筋肉が挫滅して横紋筋融解を起こしていた。Aさんは緊急入院後に退院、直行で北関東の施設に入居した。地に足がつかない取り留めのない話がもう聞けなくなった。

Mさんは68歳で双極性障害だった。病院から突然ケアマネに連絡が来た。Mさんが高所から飛び降りた。両腓骨と両脛骨の複雑骨折及び腰椎圧迫骨折だった。頭部の外傷がなかったのは幸いだった。Mさんは半年後に退院してデイサービスに通う迄元気になったが、今年の9月24日に亡くなった。

9月20日(金)の夕方訪看がサービスに入り、21、22、23の連休中のどこかで亡くなった。死因は不明。トイレに座った状態で息絶え24日に見つかった時は死後硬直と紫斑が出ていたので死後時間が経っていたらしい。最近のMさんは体調が良く施設で突然ラブを歌いながら踊り出しヒンシュクを買っていたが急死するとは思わなかった。死後に大家さんから言われた「早く見つかって良かったわ。溶けて肉汁が床に染み出していたら大変だった。」と笑顔で話してくれた。



事務局パート職員募集

～当会の事務仕事のお手伝いをして頂ける方を募集しています～

事務局長 土田 仁

申請業務等に関して、事務所でお手伝いをして頂ける方を探しています。
先生方のお知り合いで「この方なら」という方がおられましたら、是非、ご紹介ください。
事務局までご連絡頂ければ幸いです。会員の皆様、どうぞご協力よろしくお願い致します。

事務局の皆様

申請書システムの新ソフトの導入に
関しまして事務局には大変お世話に
なりました。
詳細な説明書があるも自分一人では
思う様に出来ません。
本当に感謝しております。
ソフトの此陰で申請はスムーズに
出来ますが内容的にはどんどん
面倒にならまてします。
小さなミスも見逃さないとの
陰湿な思惑透けて見えます。
午落ちの無様なやろかない
我が身の無力に情無が増す
ばかりです。

中野郁雄様より

【海江田万里の政経ダイアリー】2024. 10. 31号

●第50回来議院選挙を終えて

今回の「政変」のすべては9月23日に行われた立憲民主党の代表選挙から始まりました。この臨時党大会で野田佳彦氏が立憲民主党の代表に選ばれたことが、翌週の自民党の総裁選挙に影響を与えたと考えられます。それまで一般党员や国会議員の中で高い人気を得ていた小泉進次郎代議士では論戦力のある野田佳彦立憲民主党新代表には勝てないと、急速に人気を落とすことになり、結果的に石破茂総裁誕生の道筋ができたと思われまます。

石破茂代議士の売りは「党内野党で歯に衣着せらずに正論を吐く」ことでしたから、彼ならうまく裏金批判をかわし、自民党のお家芸であった「擬似政権交代」が可能と考えた議員が決選投票で石破候補支持に流れたことは事実です。たしかに、これまでロッキード事件後の三木武夫、リクルート事件後の海部俊樹（一時的に宇野宗介氏）両氏の登場によって、自民党は政権の座を失うことはありませんでした。

しかし、こうした30年、40年前の自民党総裁選びと現在では様相が一変しています。ロッキード事件後の三木武夫総裁への転換は、有名な「椎名裁定」に因るものでしたし、リクルート事件後の宇野、海部新総裁への流れは、陰然たる権力を持った竹下登氏の指名で、いずれも密室における話し合いで決まったものでした。

現在の総裁選挙は一般党员、ひいては国民に向かって開かれた選挙で、約1か月にわたって連日マスコミが候補者の発言を報じていました。石破茂新総裁は、今ごろ「総裁選挙中言いたいことを言い過ぎた」とほぞを噛んでいることと思われまますが、自身の発言が国民の人気を煽る結果となり、それが「選挙の顔」を探していた国会議員の票を集めたわけですから、「自業自得」と言わざるを得ません。

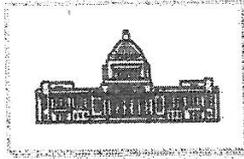
かつての小泉旋風では小泉総裁は、「郵政民営化」という看板政策を掲げて総裁選挙で勝利しました。もちろん、当時の自民党内では「郵政民営化」に反対する議員もたくさんいましたが、「郵政民営化」という政策に賛同する議員が小泉氏を支持して、小泉氏は新総裁に就任しました。

石破茂新総裁も、「アジア版NATOの創設」、「日米地位協定の見直し」など独自の政策を掲げましたが、それらの政策を理解し、支持する議員はほとんどおらず、結局「選挙の顔」になるのならと、石破茂氏に総理の座を渡し、自分たちの運命を託すことになりました。

ともかくにも石破茂新総理は誕生しました。最大の失敗は予算委員会を開かずに選挙を急いだことです。予算委員会が開かれれば、野党も「政治とカネ」ばかりでなく、現在の日本が抱えている経済や外交・安全保障の問題をはじめとして、さまざまな問題点を追及したはずですが、そしてそれぞれの課題について、自民党も党の政策を主張して、それが選挙の争点になったのです。ところが、予算委員会を完全にスルーしましたから、結局、選挙の争点として残ったのが「政治とカネ」の問題でした。石破茂新総裁が、「これでいける」と考えて発表した裏金議員の公認外しも基準がはっきりしないうえ、小泉郵政選挙のように非公認候補の選挙区に「刺客」を立てることもなく、むしろ選挙の後半になって、非公認の自民党支部長に一律2000万円を配るとあっては、有権者から、「国民をなめている」と思われても弁明ができません。こうしてみると、今回の与党の過半数割れは、石破茂新総裁と彼を選んだ自民党のOWNゴールに他なりません。一方、野党第一党の立憲民主党は、政権交代を果たすにはまだ道のりが長く、険しいことを自覚すべきです。

海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-11 山一ビル
TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp



2024.11.9 発行 Vol.177

発信元: 牧島かれん事務所

月刊 政治かわら版 牧島かれん国政報告

*地元事務所

*会館事務所

TEL:0465-38-3388

TEL:03-3508-7026

FAX:0465-38-4400

FAX:03-3508-3826

第50回衆議院選挙にて、115,235票を獲得し、選挙区にて当選と
していただきました。10月以降の様は1か月ほど、4か月の準備を経て
1票の差に胸は、5期目を頑張ることができた。

■ 選挙結果の報告

今回は、2009年の政権交代の逆風選挙の時と同様に「国を感心しはかられたい」
選挙戦でした。世論調査の数字も含め、最後の3日間の本当に辛い状況でした。
今の政治には「政権交代」や「世代交代」が必要だと、多くの訴えに賛同してく
るべく、何れもお大お心かけの国に何れもお声がけ下さいと、地道に
積み重ねた結果にたどり着くことができました。応援してくださる方に感謝し
たいです。莫大の分析には、自民の立憲一歩打つと、選挙区は全国に
20軒ほど、そのうち勝ち切るといっては、環境大臣と世襲候補と新にい
て、この氷の現場主義で地元での話と大切に、発信に更に力
を入れています。

■ 今後の動向

年末に向けて規制改正や予算編成の審議が始まりました。災害対応、地域
活性化、中小企業支援等議論が行われます。また「政治改革」は大改革
勝ち切った新人議員と共に中堅若手が争いあっています。 2024.11.6 衆議院議員
牧島かれん

R06年 11月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切 文化の日 NPO 野外パーティー(9:30~15:00) 場所: 稲田堤 稲田公園
4	月	振替休日
5	火	申請業務
6	水	
7	木	
8	金	事務局通信投稿締め切り
9	土	
10	日	三役会(9:30~11:00) 理事会(13:30~15:00)
11	月	事務局会議(13:00~15:00)
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	ウーベル保険 R6年12月加入申し込み締め切り 伝統手技療法実技勉強会 (18:00~19:30)場所: 治療室らくらく
21	木	NPO 体験マッサージ(13:00~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
22	金	
23	土	勤労感謝の日
24	日	NPO 第20回総会(13:30~16:00)
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	
29	金	療養費の振り込み
30	土	

R06年 12月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切
4	水	申請業務
5	木	申請業務
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	
10	火	事務局通信投稿締め切り
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	ケアマネ会議(10:30~12:00)事務所 白井会員鍼灸学術セミナー (14:00~15:45)
16	月	事務局会議(13:00~15:00)
17	火	
18	水	
19	木	NPO 体験マッサージ(13:00~15:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
20	金	ウーベル保険 R7年1月加入申し込み締め切り
21	土	
22	日	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	支給明細などの発送
28	土	
29	日	冬季休業(1/3まで)
30	月	
31	火	療養費の振り込み

※国民の会: 健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会
 ※NPO: NPO 法人東洋医療を考える会